

郵政ユニオン12春闘要求「期間雇用社員に関する回答」

1, 賃金引き上げ関係

(1) 月給制契約社員10,000円引き上げ要求

○ 基本月額2,000円の引き上げ

(2) 時給制契約社員時給200円の引き上げ要求

○ 一律200円の引き上げはできない

○ 時給制契約社員については「加算給」で措置

2011年度にはグループ平均で25円の引き上げ

⇒ スキルアップによる時給アップを指している

(2011年4月と2011年11月の比較で25円アップ)

⇒ 現状維持、スキルダウン(習熟「有」→「無」等)も行われている。

(3) 一時金正社員と同様に支給⇒ 要求には応じられない

(4) 時給制契約社員の基本賃金(単価)

⇒ 1,040円(グループ全体)

2, 各種手当関係

○ 正社員との均等待遇を基本とした各種要求(扶養手当、住居手当、退職手当等を含む)

⇒ すべてゼロ回答(現状通り)

3, 正社員化、均等待遇要求関係

○ 月給制契約社員から正社員登用は引き続き実施

⇒ 実施時期は秋以降、詳細は別途

○ 時給制契約社員から月給制契約社員登用も引き続き実施

⇒ 詳細は別途

○ 2回(10年・11年度)行われた正社員登用試験

(時給制契約社員・月給制契約社員・短時間社員を対象)

⇒ 「現時点では実施できるか否かについて明らかにするものはない」

→ 昨年回答と同様→ その意味で、来年度も実施の可能性もあり得る

○ 2011年度の月給制契約社員から正社員

☆ 事業会社513人

☆ 局会社512人

☆ ゆうちょ銀行26人

- ☆ かんぽ生命12人
- 2011年度の時給制契約社員から月給制契約社員登用
- ☆ 事業会社999人
- ☆ 局会社約1,200人
- ☆ ゆうちょ銀行140人
- ☆ かんぽ生命70人
- 登用基準の協約化⇒ 応じられない

4, 各労働条件関係

- ボランティア休暇新設⇒ 5日（ただし、期間雇用社員については「無給」）
- 2012年2月14日提示
- その他、夏期・冬期休暇、病気休暇制度、計画年休制度等の要求については、すべてゼロ回答